参加無料

企業における「働き方改革」への対応と 労働者の働き方をめぐる課題

2019年から「働き方改革関連法」が順次施行されてきたところですが、2021年4月から「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、ほぼ全面的に実施されることとなりました。政府は「働き方改革」について、「骨太の方針2021」で、労働時間削減等を行ってきた「フェーズ I」に続き、労働者のやりがいを高めていくことを目指す「フェーズ II」を推進するとしています。

当セミナーでは「フェーズII」への移行を前に、企業における「働き方改革」への対応(認識 や対応状況、対応済あるいは対応予定の方策)を把握し、また、対応に際しての労働者の働き方 をめぐる課題を明らかにします。

【 事前申込要・Zoom聴講も可能 】

定員:各回 対面25名、Zoom30名(いずれも先着順)

時間: 18:30~20:30

第1回 3月9日(水) 長時間労働の是正と 柔軟な働き方の環境整備

企業では、時間外労働の上限規制、年次有給休暇取得の義務化、フレックスタイム制の清算期間延長、高度プロフェッショナル制度の創設等の法改正への対応が進められています。

これらは政府が唱える「働く 人々が、個々の事情に応じた多様 で柔軟な働き方を、自分で「選 択」できるようにするための改 革」となり得るのでしょうか。

そもそも労働時間規制はどのような背景のもと何のために実施しているのかを再認識し、柔軟な働き方実現に向けての課題について考えます。

講師:西野 智子

社会保険労務士

第2回 3月16日(水) 非正規労働者の処遇改善 (「同一労働同一賃金」)

働き方改革関連法の目玉である、いわゆる「同一労働同一賃金」は、2021年4月から中小企業にも適用され、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保がすべての企業に義務付けられました。

企業における対応はどのように 行われているのでしょうか。また、 短時間・有期雇用労働者が納得感 をもって働ける待遇となっている のでしょうか。

取組の内容や待遇の変化など 企業の対応状況を確認し、「同一 労働同一賃金」をめぐる課題につ いて考えます。

講師:山﨑 由紀 社会保険労務士

第3回 3月23日(水) ハラスメント防止措置、 子育て・介護と仕事の両立支援

職場のハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させる行為であり、防止対策が切望されていました。

今般、総合施策推進法にハラス メント対策が国の施策として明記 され、パワーハラスメント防止規 定が新設されました。

2022年4月には中小企業に雇用管理上の措置義務が義務化されることから、防止対策に関する法規制の内容とその課題について考えます。また、育児・介護休業法の改正についても解説します。

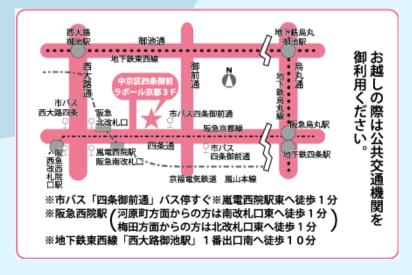
講師:柴田 美知子 社会保険労務士

参加申込みはあったかサポート・ラボール学園ホームページのWebフォームから。 又は、下記に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールでお送りください。

FAX 0 7 5 - 6 3 2 - 8 9 6 3 attaka-support@r6.dion.ne.jp

	3月9日(水) □3月16日(水) □3月23日(水) Zoomでの聴講を希望 □対面での参加を希望
氏 名:_	
住 所:豆	
電話番号:_	メール:
※Zoom聴講希	の方には、上記のメールアドレス宛にミーティング情報をお送りします。

会 場 : ラボール学園(京都市中京区四条御前西入るラボール京都3階) お問い合せ : 075-632-8962(認定NPO法人あったかサポート)



<主催>

公益社団法人京都勤労者学園(ラボール学園) http://www.labor.or.jp/gakuen/



認定NPO法人あったかサポート http://attaka-support.org/



- ご注意等 --

- * ご提供いただいた個人情報は、セミナーのご案内、緊急連絡のみに利用させていただきます。
- * 新型コロナウイルス感染症対策のため、教室内の常時換気を行います。
- * ソーシャル・ディスタンスを考慮し、一机1人掛けとするため、定員を限らせていただきます(表面参照)。 満席の場合は、参加をお断りすることがございますがご了承ください。
- * ご参加の際は、マスクを着用いただきますよう、ご協力お願いいたします。
- * 新型コロナウイルス感染症拡大等のため、オンラインのみの開催、延期、または中止となる場合があります。